平成２２年（フ）第１９２４号
仙台市太白区袋原６丁目25番11号
債務者　沼田　和博
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
山形県西村山郡大江町大字材木96番地、前住所山形県寒河江市大字高屋字北江23番地の９
債務者　藤井　啓之
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎喜世樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８０号
山形市清住町３丁目５番５号、前住所山形市清住町２丁目９番19号
債務者　室岡　裕史
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５４号
大分市大在北４丁目７番40号
債務者　安部　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７３０号
盛岡市西青山２丁目８番34号
債務者　小沢　道男
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９９１号
愛知県春日井市王子町１番地　王子製紙株式会社春光寮
債務者　**髙**平　慎一
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　研介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６３号
大阪府和泉市阪本町568番地の93
債務者　迎居　昭子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島ひろ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
大阪府和泉市和田町446番地の38
債務者　山田三枝子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島ひろ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
大分市大字曲950番地の３　ＲｉｖｅｒＨｏｕｓｅ１―202
債務者　梶原　奈美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字赤星裏4545番地
債務者　鬼頭　保徳
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土方　周二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０４号
山形県村山市楯岡新町３丁目19番23号
債務者　羽柴　義信
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０５号
山形県村山市楯岡新町３丁目19番23号
債務者　羽柴　昭子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５４３号
北海道茅部郡森町字砂原１丁目183番地の１
債務者　新谷麻衣子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
北海道北斗市東浜１丁目５番20号
債務者　伊藤　禎子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
岐阜県揖斐郡池田町八幡211番地の９
債務者　中川　一彦
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
三重県志摩市阿児町安乗400番地３
債務者　石井　卓見
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
埼玉県越谷市大字袋山1353番地２　クレストメゾン大袋104号
債務者　船橋　伸一
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９００号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地　和光寮、旧住所三重県多気郡大台町栃原810番地２
債務者　巽　　政弘
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係